

「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について」の一部改正について

適正化事業指導員が行った巡回指導結果につきましては、従前から地方貨物自動車運送適正化事業実施機関から運輸支局に対し報告をおこなっていましたが、今般、貨物自動車運送事業に係る輸送の安全を図るため、悪質性の高い行為に係る地方実施機関からの情報について、下記のとおり報告方法等を定めたことを国土交通省より通知がありましたのでお知らせいたします。

記

報告対象営業所

1. 悪質性の高い行為の見られた営業所

速やかに地方実施機関より運輸支局等に報告すべき事案

(1) 点呼を全く実施していないと疑われる営業所

①点呼の実施記録が全く保存されていない営業所

②点呼の実施記録に係る帳簿は保存されているが、当該帳簿に点呼の実施記録が全く記載されていない営業所

(2) 運行管理者又は整備管理者が全く存在していないと疑われる営業所

①運行管理者選任届出書が提出されている運行管理者が全く存在していない営業所

②整備管理者選任届出書が提出されている整備管理者が全く存在していない営業所

※運行管理者資格者証を有している者又は整備管理者の資格を有している者が存在していても、選任届出の手続きが行われていない場合には速報事案に該当。

(3) 定期点検を全く実施していないと疑われる営業所

①定期点検に係る点検整備記録簿が全く保存されていない営業所

②定期点検に係る点検整備記録簿は保存されているが、当該点検整備記録簿に点検整備の実施記録が全く記載されていない営業所

※定期点検は「3月点検」及び「12月点検」の双方を含む。

2. 巡回指導結果が「大変悪い」と評価されたなどの営業所

地方実施機関と運輸支局等との協議により定めた一定の期間ごとに報告する事案

(1) 巡回指導により「大変悪い」と評価（いわゆる「E評価」）された営業所のうち、以下のいずれかに該当するもの

①巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの

②巡回指導時に行った改善指導について、改善報告はあったが、その一部について改善が見られないもの

(2) 地方実施機関が行う巡回指導を正当な理由がないのに拒否した営業所

(3)運輸開始届出後の初めての巡回指導において、許可基準を逸脱するような悪質な事業計画違反が疑われる営業所

(4)健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険に加入していない（一部未加入を含む。）営業所

3. その他悪質性の高い法令違反が疑われるなどの営業所

地方実施機関と運輸支局等において定期的を開催する会議において個別に相談すべき事案

A. 名義貸し、白トラ利用等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所

B. 法令により記録・保存が義務付けられている記録簿について、改ざんが疑われる営業所

C. 巡回指導により「悪い」と評価（いわゆる「D評価」）された営業所のうち、巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの

D. その他地方実施機関において、運輸支局等に相談することが必要と判断する営業所

附則（平成30年3月30日 国自貨第185号の2 一部改正）

2(1)②の規定については、平成30年10月1日以降に巡回指導を実施される事業者に対して適用するものとする。